

禁止と前文：追加のコメント

IALANA による提出 作業文書 37 (A/CONF.229/2017/NGO/WP.37)

2017年6月14日付

原文出典：

<https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/06/A-CONF.229-2017-NGO-WP.37.pdf>

(JALANA 仮訳)

[] は訳者による

国際反核法律家協会 (IALANA) は作業文書「核兵器禁止条約のいくつかの要素」を2017年3月の交渉の第1週に先立って提出した¹。本文書²において、IALANA は、禁止と前文³に関して、とりわけ5月22日に議長が出した条約案⁴を踏まえ、追加のコメントを論じる。

禁止

1) 核兵器の使用の威嚇

1. 核兵器の使用の威嚇の禁止を条約案に明記された禁止項目に加えることは、以下の理由から非常に重要である。

- 核武装国が本条約に加盟し、時間制限のある軍縮義務を負う場合又は条約上の義務を具体化した軍縮議定書を結ぶ場合、この軍縮期間いかなる使用の威嚇も明示的に禁止されるべきである。
- 本条約は、締約国はいかなる様態によるかを問わず自己の防衛のために非締約国による核兵器の使用の威嚇に依存してはならないことを完全に明らかにしておくべきである。威嚇の禁止を含めることは、いずれかの者に対して条約で禁止されている活動を行うことの奨励又は勧誘の禁止⁵とともに、この目的に資するであろう。確かに、禁止されている活動、とりわけ核兵器の使用を、いずれかの者に対して奨励することの禁止は、締約国が非締約国による「拡大核抑止」及び特定の威嚇に依存することを禁止することになる。しかし、この点は本条約に威嚇の禁止を盛り込むことにより強調されるであろう。
- 本条約は、適切と考えられるならば核兵器使用に備える安全保障政策を含め、核兵器の使用の威嚇の禁止を盛り込むことで、「核抑止」の非正当化に直接的に貢献すべきである。

¹ A/CONF.229/2017/NGO/WP.12. 長いバージョンは以下

<http://lcn.org/pubs/2017/IALANA/IALANA%20Discussion%20Paper%201.0final.pdf>.

² 作成に寄与した者：John Burroughs, Roger Clark, Dieter Deiseroth, Beverly Delong, Andrew Lichterman, Daniel Rietiker, Jürgen Scheffran (International Network of Engineers and Scientists for Global Responsibility), Phon van den Biesen, Alyn Ware, Peter Weiss, 山田寿則

³ IALANA は別個に核武装国、積極的義務、制度問題及び最終条項に関する作業文書を提出している。

⁴ A/CONF.229/2017/CRP.1

⁵ 条約案第1条1項(f)

2. 核兵器の使用の禁止と同様に、核兵器の威嚇の禁止を含めることは、現行法を適用、強化、具体化することになるであろう。国連憲章は侵略的又は国際連合の目的に反する武力による威嚇を禁止している⁶。ジュネーブ諸条約第1議定書は「生存者を残さない」と威嚇することを禁止しており⁷、「文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇」を禁止している⁸。国際司法裁判所（ICJ）はその勧告的意見においてこの条約法上のギャップを埋めた。すなわち、合法であるためには、自衛における武力の威嚇は、必要性と均衡性の一般的要件を満たす武力の行使の威嚇でなければならないとし⁹、後者（均衡性）は国際人道法（IHL）の順守をも要求する¹⁰。また、ICJは、国際人道法に違反する行為の威嚇は違法であると述べた¹¹。したがって、現行法はいかなる場合（侵略、自衛、武力紛争中における特定の作戦及び状況）における威嚇にも適用されるが、その適用は複雑で、国連憲章及び国際人道法諸条約の中で包括的には詳述されていない。したがって、本条約に核兵器の威嚇の禁止を盛り込むことは、現行法の下での威嚇の違法性を確認し（それは前文においても宣言されるべきだが）、明確にする点で望ましい。

3. 特定の状況における特定の威嚇を伴わない核抑止ドクトリンは、核兵器を使用するとの威嚇の禁止に該当するののかという疑問が浮上しうる。その疑問はICJの意見を参照することで完全には解決されない¹²。IALANAの見解では、核抑止は、その中核において、ある状況が生じれば核兵器が使用されるという現在進行している、かつ永続的な威嚇である。核抑止は抽象的な問題ではなく、また、単なる核兵器の保有だけが問題ではない。つまり、配備とドクトリンに具現化され、配備された核戦力を支える費用とインフラに具現化されている具体的かつ精巧な軍事態勢である。にもかかわらず、この疑問が威嚇の禁止

⁶ 国連憲章第2条4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」。第51条は威嚇には言及していない。関連の部分で「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、（中略）個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定めている。

⁷ 第1議定書第40条「生存者を残さないよう命令すること、そのような命令で敵を威嚇すること又はそのような方針で敵対行為を行うことは、禁止する」。

⁸ 第1議定書第51条2項。

⁹ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I. C. J. Reports 1996, p. 226 (以下、核兵器勧告的意見と称する)、48項。

¹⁰ 核兵器勧告的意見、42項。

¹¹ 核兵器勧告的意見、78項。

¹² 以下比較されたい。核兵器勧告的意見67項「裁判所はここで、『抑止政策』として知られている慣行に関し判断を下すつもりはない」。48項「一部の国は、核兵器を保有することそのものが、違法な武力行使の威嚇であると述べた。核兵器を保有していることは、なるほど、それを使用する用意があるという推測を正当化することもある。核兵器の保有国またはその傘の下にいる国は、抑止政策によって、相手が侵略しても何のためにもならないことを示すことで軍事的侵略を思い止まらせようとするが、その政策が効果的であるためには、核兵器を使用する意図が本物と思われなくてはならない。これが第2条4項に反する『威嚇』であるかどうかは、想定されている武力の使用が、ある国の領土保全または政治的独立に対して向けられているのか、それとも国連の目的に反するものなのか、または自衛の手段として意図されている場合において、必要性と均衡性の原則に必然的に違反するかどうか、にかかっている。これらの状況のいずれにおいても、武力の行使および武力による威嚇は、憲章の法の下で違法となる」。

を含めることに障害となるならば、核兵器の使用を定める安全保障ドクトリンへの言及を付加することができる。たとえば、締約国が核兵器の使用を定める安全保障ドクトリンを含め決して核兵器を使用するとの威嚇を行わないと約束してもよいし、又は別の条項で核兵器の使用を定める安全保障ドクトリンを採用することを禁止してもよい。

4. 本条約は、非締約国およびその民衆を含め全世界の規範水準をいくらか強化発展させることに寄与するだろう。それは、条約による規範の法典化を通じて、より一層核兵器を汚名化することを目的としている。それを効果的にするために、本条約は直接的に核抑止の非正当化に寄与するべきである。核抑止が防衛手段であり平和と安全を保障する手段とされて影響力をもつ限り、核兵器の廃絶は不可能であろう。したがって、核兵器の使用の威嚇、及び適切と考えられるならば核兵器使用を定める安全保障ドクトリンの明示的な禁止を盛り込むことは、完全核軍縮の達成を早めるであろう。

5. 最後に、威嚇は既存の生物、化学兵器、地雷及びクラスター弾を禁止し廃絶する諸条約では禁止されていない。しかしながら、それらの兵器の使用の威嚇は軍事・安全保障態勢の中心にあるとは言えない。なぜなら生物（兵器）抑止ドクトリンとか化学（兵器）抑止ドクトリンといったものは存在しないからである。

2) 核兵器の使用の準備

6. 化学兵器禁止条約は、「化学兵器を使用するための軍事的な準備活動を行うこと」を禁止している。モデル核兵器条約は「核兵器を使用するための軍事的なまたはその他の準備活動を行うこと」の禁止を提案している¹³。核兵器禁止条約において同様の禁止を含めることは重要である（条文案は含めていない）。かかる禁止は、本条約の締約国はいかなる様態によるかを問わず、非締約国による核兵器の使用の準備に寄与してはならないことを明晰にするであろう。加えて、本条約に参加し時間制限のある軍縮義務を負う核武装国の活動に関し、或いは条約上の義務を具体化した軍縮議定書の当事国となる核武装国の活動に関して明確さを提供するであろう。それはまた条約外の国の核抑止態勢の非正当性をも強化するであろう。

3) 研究及び設計

7. 本条文案が核兵器の開発と実験の双方を禁止していることは大いに有益である。しかしながら、近年の非核兵器地帯条約（ペリンダバ及び中央アジア）とは異なり研究は禁止していない。「研究」とは広い意味をもつが、「研究、設計、開発、生産…」を行わないことを約束するという文脈の中であれば、研究の意味内容は限定されるであろう¹⁴。ここに示したように追加できる用語は「設計」である。研究と設計

¹³ モデル核兵器条約第1条A1項b（強調あり）

http://inesap.org/sites/default/files/inesap_old/mNWC_2007_Unversion_English_N0821377.pdf [なお、日本語訳は当協会HP（http://www.hankaku-j.org/data/hoka/MNWC_2007.pdf）で閲覧可。]

¹⁴ 条約案第1条1項(a)参照。モデル核兵器条約(MNWC)は「核兵器研究」を次のように定義している。「核兵器の理解、開発、改良、実験、生産、配備または使用を目指して、主として、現象や観測できる事実について一般に知られている情報を超える新しい知識を獲得するためになされる実験的または理論的作

はおそらく開発の禁止に当てはまるであろうが、この事項は明確であることが望ましい。レーザー融合実験、流体力学実験 (hydrodynamic testing)、未臨界爆発、コンピューター・シミュレーションといったように、ある実弾頭の生産に至る設計工学に直接関係するにせよしないにせよ、いずれもそのような作業の基礎を提供する知識に寄与する活動がたくさん存在する。研究及び設計の禁止は、そのような活動が許容されないことを明確にするのに役立つだろう。同時に、文脈の中で、それらは軍縮の検証に関する研究や核兵器の効果に対する通常兵器システムの強化といったような非核軍事問題の研究までは禁止することにならないだろう。爆発をとまわらない実験や試験的な活動及びシミュレーションの禁止もまた検討されよう。

4) 通過及び融資

8. IALANA は通過と融資の禁止を含めることを支持する。それらは条約外の国による核兵器依存を制限しそれに対抗する点で重要であろう。それらはまた本条約のすべての締約国が条約の目的のために取り組んでいることを具体的に示す手段でもある。

前文

9. 本条約案の前文は保持されるべきいくつかの本質的な要素をとらえている。中でも IALANA は特に以下に関する条項を評価する。核兵器使用の壊滅的な帰結、ヒバクシャ及び実験（生産にも言及することが可能）により影響を受ける者の苦しみ、国際人道法の諸原則（この条項は修正が必要であるが）、核兵器使用の違法性、この条約がその対象としていない場合に関するマルテンス条項、諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段の除去に関するさらなる効果的措置（NPT 前文の要素に基づく）¹⁵、全面的かつ完全な核軍縮の目標、核軍縮交渉を遂行し完結させる義務、並びにヒバクシャの声をはじめとした公共の良心の役割である。

10. 本条約案前文第 4 段に関して言えば、条約案は文民の保護に関する国際人道法の必須の原則への言及を不注意にも省いている。特に、区別原則と予防原則は加えられるべきである。後者は大いに核兵器使用の計画に関係している。同項は以下のような修正が可能である。

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、紛争当事者は文民たる住民と戦闘員とを常に区別し民用物と軍事目標とを常に区別しなければならないという原則及びこれに関連する無差別攻撃の禁止、軍事行動を行うに際しては文民及び民用物を保護するために不断の注意を払うことを要求する予防原則並びに戦闘において自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意が払われなければならないという原則に立脚し¹⁶。

業」（第 2 条 F52 項）。MNWC はそのように定義された核兵器研究の少なくとも資金提供の禁止を含めている（第 1 条 A1 項 g）。

¹⁵ 核兵器の運搬システムに関しては IALANA の最初の討議資料 7 頁参照

(<http://lcnp.org/pubs/2017/IALANA/IALANA%20Discussion%20Paper%201.0final.pdf>)

¹⁶ 提案の文言はジュネーブ諸条約第 1 議定書第 35 条、48 条、51 条、55 条、及び 57 条に基づいている。

11. 前文に「国際人道法を尊重し、かつ**国際人道法の尊重を確保する**国の義務を想起し」という段落を加えるべきである。この原則はジュネーブ諸条約共通第 1 条に由来し、今日では慣習的性質を有するとみなされる。それは実際の武力紛争のみならず、たとえば攻撃で使用される兵器類の査定といった計画又は準備段階にも適用される。さらにそれは、核攻撃が実行されようがされまいが国際人道法の尊重を否定する核攻撃の威嚇を不利にする。

12. また、**国際人権法**の尊重に関する前文の段落を推奨する。例えば「核兵器の使用は基本的人権とりわけ生命に対する権利を侵害することを認識し」である。核兵器使用の壊滅的帰結は武力紛争という通常の範囲をはるかに超え、中立国の住民、人々の生活を維持するのに必要な中立国の自然環境、及び将来世代に悪影響を及ぼす¹⁷。このような理由から、国際人道法のみならず国際人権法への言及はとても適切であり、本条約の目的に関する公衆教育を発展させる。生命に対する権利は、とりわけ世界人権宣言第 3 条、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) 第 6 条、米州人権条約第 4 条によって保護されている。ICCPR の実施機関である自由権規約人権委員会は、1984 年に採択された一般的意見において、「核兵器の設計、実験、製造、保有及び配備は今日の人類が直面している生命に対する権利への最大の脅威であることは明らかである」とした¹⁸。

13. IALANA は、条約案前文の核兵器の壊滅的帰結に関する第 2 段において「気候」の語の追加を提案する。例えば「人間の生存、環境、気候に重大な影響を与える」である。これは、たくさんの都市を廃墟とする大規模な核兵器の連鎖から生じる地球寒冷化とその結果生じる飢饉といった人道上の影響に関する会議で示された証拠に関係しており、この問題に関する公衆教育を促進するだろう¹⁹。また、「現在及び将来世代の健康」であるべきである。

14. 最後に、条約案前文第 3 段において、IALANA は核兵器の生産への言及を追加することを提案する。なぜなら、核兵器を生産するライフサイクル全体の影響は多数の人々に害を及ぼしてきた。この箇所は「核兵器の使用の被害者 (ヒバクシャ) 並びに核兵器の実験及び生産により影響を受ける者の苦しみに留意し」とすることが可能である。

¹⁷ IALANA が自由権規約人権委員会 (Human Rights Committee) に 2016 年 9 月 7 日提出した “The Right to Life and WMD,” 参照

(http://lcnp.org/pubs/IALANA%202016/Draft_GC_36_Submission_IALANA_FinalRev.pdf)

¹⁸ HRC, General Comment No. 14 (Article 6), Twenty-third session, 1984, UN Doc. HRI/GEN/1/Rev.1 at 18 <http://www.refworld.org/docid/453883f911.html>

¹⁹ “*Securing our Survival*” で述べられているように、核兵器は「多くの人類および他の生物種の絶滅、人類の文化の滅亡、ほとんどの生態系に対する重大な損害、気候の破壊、ならびに長期にわたる地球規模での放射能汚染を引き起こす可能性を持つ」。

Securing our Survival: The Case for a Nuclear Weapons Convention (IALANA, International Network of Engineers and Scientists Against Proliferation, International Physicians for the Prevention of Nuclear War, 2007), p. 8 (強調あり), <http://lcnp.org/pubs/2007-securing-our-survival.pdf> [なお、訳書としてメラフ・ダータンほか著 (浦田賢治編訳) 『地球の生き残り 解説モデル核兵器条約』日本評論社、2008 年]